

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、当局より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 松橋教育長なんですけれども、今月4日土曜日、新型コロナウイルス感染症のほうに罹患したことが判明いたしました。そのため、現時点での予定ではあるんですけれども、今週いっぱい議会を欠席となりますことを御報告申し上げます。よろしく御理解のほうをお願い申し上げます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

白澤良一君の質問を許します。御登壇願います。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） おはようございます。永伸会の白澤良一です。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が緩和され、コロナ禍の終息が見え始めておりますが、町の経済状況は物価高騰などにより、町民の皆様や町内事業者の皆様は経営状態が非常に厳しい現状にあることを身をもって感じております。私も町民の皆様や町内事業者の皆様に寄り添い、住みやすい大槌、希望の持てる大槌の実現のために活動する所存です。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず第1に、第三者委員会の審議経過についてです。

この件につきましては、昨年9月議会に引き続き質問します。

町議会で議決された条例や町長が決裁した規則計82件について、公布手続きが行われていなかったこと、さらに、町庁舎の消防計画をつくらず、10年近く大切な訓練が行われなかったという法令違反問題が令和3年末に明らかになりました。

これを受け、町では昨年5月、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例を公布し、同年9月、それぞれの問題を究明するための第三者委員会を設け、職員による不祥事の再発防止及び不祥事への対応等のために必要な調査及び審議を重ねております。

公布手続きが不備だった条例の一部には、町税の改正、介護保険料の改正、国民健康保険料の改正、医療費給付金の改正、コロナ感染症対策のための特殊勤務手当支給、非常

勤特別職の報酬の改正、町営運動場の利用料、課や室の新設、職員の勤務時間や休日の改正、斎場の使用料、町営住宅の家賃改正など11件があります。

私も第三者委員会を傍聴しておりますが、原因究明には多くの難しい点があり、解決までには相当の時間がかかると思いますが、最終的な結論が得られるのはいつ頃かお伺いします。

また、第三者委員会が立ち上げられてから約6か月が経過しようとしておりますが、第三者委員会から詳細な進捗状況や中間報告等を受けているのかどうかお伺いします。

さらに、委員会設置費用は町民の皆様からいただいた大切な税金ですので、一日も早い結論を求めていくべきと考えますが、町長の御所見をお伺いします。

次に、第9次総合計画（後期基本計画）についてお尋ねします。

大槌町の現状を見渡しますと、人口減少と少子高齢化が加速度的に進んでいるほか、地域経済の縮小、コロナウイルス感染症への不安など深刻な状況にあると言わざるを得ません。東日本大震災から12年目を迎える大槌町としては、夢と希望のある大槌町を再生することが今、最も重要です。

現在、大槌町では、2019年度から2028年度を計画期間とする第9次大槌町総合計画に基づき、まちづくりを推進しております。この計画も2023年度で前期基本計画の期間が終了し、折り返し点の2024年度から後期基本計画が新たなスタートの年になることから、今年度及び来年度にかけて後期5か年の計画を策定すると、昨年12月開催の常任委員会で説明を受けました。

今後、総合計画や総合戦略の改定に当たっては、人口推計等も含め相互に内容を整合させることが必要です。さらに様々な計画や事業を推進するに当たり、検証なくして次に有効な政策を立てられるわけがありません。

そこで、次の点について質問します。

①後期基本計画策定に当たり、前期基本計画に係るどのような検証と評価を行い、次期計画に反映させようとするのかお考えをお尋ねします。

②この計画は平野町長の就任期間に策定されたものですが、第1章の町の将来像の基本理念に「誰もが安心して暮らせるまちを目指していく」とあります。これから急激な社会情勢の変化を見据えて、人口減少に対してどのようなビジョンを持って町政運営を行おうとしているのかお伺いします。

③町長に就任して以来、現在に至るまで、町内の商工業等の育成や支援に大変な尽力

をされてきましたが、今後、商工業及び産業界への支援や育成について、どのような計画を行うつもりなのかお伺いします。

④未利用地や空き家の増加、農地の管理などの問題も現れております。今、対策を怠れば状況が悪化するおそれがあると考えますので、これらの問題に対してどのように進めていくのかお伺いします。

⑤総合計画は大槌町の各種計画の基本となるものです。町では令和3年度から令和7年度を計画期間とする過疎地域持続的発展計画を策定しておりますが、この計画をどのように生かしているのかお伺いします。

次に、不登校の児童生徒への支援について伺います。

文部科学省の調査によりますと、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義しています。

昨年10月27日、文部科学省では、「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を公表しております。それによりますと、小・中学校における不登校児童生徒数は24万4,940人（前年度19万6,127人）で、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人（前年度20.5人）で、不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となったとのことです。

さらに、岩手県内の国公立の小中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校の計547校を対象に行った調査結果を見ますと、不登校の児童生徒は、小学校471人（前年度比115人増）、中学校1,028人（同192人増）、高校591人（同75人増）で増加傾向が続いており、県内の不登校の児童生徒は2,000人超で過去最多との報道があります。

この調査結果について文部科学省は、不登校急増の背景には新型コロナウイルス禍の影響がうかがえると分析しているものの、過去最多ということは支援の拡充が大きな課題であるとともに大変憂慮すべき問題であると認識しています。

私は、将来のある大槌町の子供たちへの支援が必要と考えて質問します。

第9次大槌町総合計画によりますと、小中一貫校になったことから不登校の児童生徒数が減少しているとありますが、文部科学省の調査結果や最近の新聞報道等から推察すると、大槌町においても増えているのではないかと思います。

そこで、過去数年間における大槌町の児童生徒の学年別の不登校の実態についてお伺

いします。また、不登校児童生徒が増加の傾向にある場合にはその要因をどのように分析しているのか、さらに、不登校児童生徒への対応についてどのような課題があるかお伺いします。

学習指導要領では、不登校について「不登校児童が悪いという偏見を払拭し、学校・家庭・社会が、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である」としています。

そこで、町としてはどのような支援策を講じているのか、具体的な取組についてお伺いします。

以上、壇上での質問を終わります。時間があれば、再質問させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 白澤良一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、第三者委員会の審議経過についてお答えをいたします。

「条例、規則の公布手続きの不備」及び「消防計画の未作成」に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会については、本年6月頃までに答申を受ける予定であります。

第三者委員会の進捗状況や中間報告については、第三者委員会から私に対して直接報告はありませんが、これまでに開催した議事録を確認し、開催の都度、進捗状況を事務局に対して確認を行っております。

また、第三者委員会の運営は、委員のスケジュール調整や内容の審査など、日数を要すると考えており、適切な答申を出していただくためには必要な時間と考えております。

次に、第9次総合計画（後期基本計画）についての5つの御質問にお答えをいたします。

1つ目、前期基本計画の検証と評価及び後期基本計画への反映についてお答えをいたします。

第9次総合計画前期基本計画の評価と検証につきましては、前期基本計画で設定した評価指標の達成状況及び町民意識調査の観点から実施いたします。

評価指標の達成状況につきましては、毎年度作成している大槌町総合計画行政評価書を活用した評価と検証を行います。同評価書につきましては、前期基本計画で推進される全ての施策の達成状況が数量的に把握できるようになっております。

町民意識調査につきましては、現在、集計作業を実施しているまちづくり町民意識調

査による評価と検証を行います。同調査につきましては、町内にお住まいの18歳以上の方から1,500人を無作為抽出し、町への愛着度や定住意向のみならず、前期基本計画の取組ごとの重要度などについて調査しております。町民意識調査の結果により、現在の取組に対する町民の意識や評価について把握いたします。

また、前期基本計画からの連続性を重視しつつ、評価検証を踏まえ、さらに国・県の政策動向や経済・社会の変化等にも対応した計画を作成したいと考えております。

2つ目、人口減少に対してのビジョンについてお答えをいたします。

目指すまちの姿は、安心して子育てができ、子供はふるさとに対する誇りを持ち、いざれ大槌に戻りたいといった好循環を生み出すことであります。

そのため、結婚、出産・子育て、教育、雇用、住環境、産業の活性化、交流人口の拡大など、複数の横断的な施策パッケージを同時展開させ、町が活性化していくための好循環を生み出し、魅力的で多くの人を引きつけることにより、若者の移住定住を推進し、人口減少の抑制を図ってまいりたいと考えております。しかしながら、今後も人口減少とともに少子高齢化が進むことが予測されます。

今後の財政状況の見通しとして、高齢化等による医療、介護など社会保障費の増加や老朽化する公共施設等の維持更新に対応するための歳出増加が見込まれております。また、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少の中、地方交付税をはじめとする国の地方に対する財政措置も流動的であり、恒常的な財源不足が見込まれる状況にあります。

その対策として、財政需要の的確な把握と優先的事業の取捨選択、中長期的な視点に沿った計画的な財政運営と併せて、町税等の徴収強化、ふるさと納税特産品贈呈事業の推進など、自主財源のさらなる確保についても積極的に取り組み、財政の健全化を一層推進しなければ、持続可能な行財政運営を図ることができないものと危機感を持っております。

3つ目、商工業及び産業界への支援や育成についてお答えをいたします。

復興事業の収束と同時に、新型コロナウイルス感染症による経済活動の低迷、また、ロシアによるウクライナ侵攻を発端とするエネルギー価格の高騰など、商工業者のみならず、あらゆる業界が大きな影響を受けております。

前期基本計画では、基本施策として「働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進」を掲げ、地域経済の好循環を一層拡大し、産業の生産性向上や販路拡大、町民の所得向

上を目指しております。また、新事業育成や起業の促進、担い手の確保により、雇用の場の確保に取り組んでおります。

後期基本計画では、引き続き、町内の経済状況等を注視しつつ、事業者・生産者・関係団体と連携し、町内事業者の経営基盤強化に向けた販路拡大や生産性向上を図り、町内事業者の特色を生かした新たな分野への進出を進めるとともに、新たな特産品の創出を図るべく、事業者誘致や町内事業者の異業種進出なども積極的に支援してまいります。

4つ目、未利用地や空き家の増加、農地の管理についてお答えをいたします。

未利用地や空き家の増加、農地の管理などの問題は、高齢化や人口減少が発端となり、早急に対処すべき課題であると考え、これまでも様々な施策に取り組んでまいりました。

土地区画整理事業地内の未利用地につきましては、令和3年度に土地利用意向調査を実施し、土地利用の検討、未利用地の所有者が抱える問題や課題を把握してまいりました。

空き家の増加につきましては、令和5年度にアンケート調査を実施し、空き家の把握と活用の意向などを取りまとめ、空き家の活用施策につなげてまいります。

農地の管理につきましては、耕作放棄地の抑制、予防施策を実施し、地域資源の維持、継承に取り組んでまいります。また、農業生産者の育成としては、若手農業者、女性農業者グループ、農事組合法人及び集落営農組合など、地域の特性に応じた様々な形態の農業生産活動を支援しております。

引き続き、町内関係者と連携し、「産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり」を実現させるため、空き地・空き家などの諸課題に官民一体となり取り組んでまいります。また、後期基本計画の作成に当たり、未利用地や空き家、農地の管理について効果的な施策を盛り込めるよう検討してまいります。

5つ目、過疎地域持続的発展計画の生かし方についてお答えをいたします。

持続可能な地域社会の形成、地域資源等を活用した地域活力の向上を実現するよう、第9次大槌町総合計画を踏まえ、令和3年度に大槌町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎対策法の特別措置を活用しながら、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業に取り組んでまいりました。

現在、策定に向け取り組んでいる後期基本計画におきましても、過疎地域持続的発展計画との一貫性を図り、これまで取り組んできた魅力あるまちづくりをさらに進め、大槌町独自のにぎわいを創出するとともに、人とのつながりを大切にしたい誰もが安心して

暮らせるまちを目指してまいります。

不登校の児童生徒に関する支援については、教育次長が答弁いたします。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 次に、不登校の児童生徒に対する支援についてお答えをいたします。

大槌町の児童生徒の不登校児童生徒数の推移について、東日本大震災後23名いた不登校児童生徒は、令和元年度に8名まで減少しておりましたが、令和2年度11名、令和3年度25名、令和4年度1月末時点で28名と増加しております。また、学年別では、3年生1名、4年生4名、5年生2名、6年生2名、7年生3名、8年生11名、9年生5名となっております。

不登校は複数の要因が重なっていることが特徴で、一概には言えない部分がございますが、大まかな要因につきましては、家庭生活や家庭環境による場合、学校生活による場合、何らかの特性による場合、その他様々な不安等がある場合と分析しております。また、この思春期の心身が不安定な時期に重なったり、コロナ禍による感染への不安や出校停止、学校閉鎖等により学校を休む日が増えたり、生活のサイクルが乱れたりしたことも大きな要因と考えられます。

不登校児童生徒への対応の課題については、不登校児童生徒が増えたことで、一人一人に丁寧に対応、支援している教職員並びにチームで対応している教育関係者の負担増や医療につなげたくても受診するために時間がかかることが課題として上げられます。

不登校を未然に防ぐ取組や児童生徒が不登校になったときの支援の取組など、他市町村にはない多くの手厚い支援策を実施しております。不登校を未然に防ぐ取組としましては、教育相談体制の充実や児童生徒がよりよい人間関係をつくる力を育むために、本町独自の「ふるさと科」のカリキュラムにある「こころの授業」などが上げられます。

児童生徒が不登校になったときの支援の取組としましては、次の3点が上げられます。

1点目、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員による児童生徒、家庭への支援と、学校や町、健康福祉課、教育関係団体等との連携・協働したチームとして支援体制の構築。

2点目、町教育委員会発行の不登校児童生徒支援・対応マニュアルの各学園教職員への配付及び周知と活用。

3点目、学習用端末iPadを活用した教室における授業映像のリモート配信による、

別室での学習機会提供の用意であります。

来年度は、それに加え大槌型特別支援教育事業「けやき共育」をスタートし、特別支援教育の視点からもサポートできる体制を構築してまいります。けやき共育とは、学校・家庭・地域・教育関係団体が協働して大槌町の全ての子供たちを対象に「誰一人取り残さない学びの保障」を目指すものであります。

主な取組は、次の4点であります。

1点目、学校現場の特別支援教育支援員を4名から6名に増やします。

2点目、つながり、居場所をつくる多様な学びの場を整備。

3点目、教員及び子供支援関係団体・保護者・地域を対象とした研修会や教育相談の実施。

4点目、医療と教育の連携による特別支援の研究と充実、特別教育支援体制の構築であります。

以上のような取組を通して、不登校児童生徒が悪いという偏見を払拭し、学校、家庭、地域が共感的理解と受容の姿勢を持ち、児童生徒の自己肯定感を高め、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりができるよう全力で取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。

白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 御丁寧な御答弁をいただき、大変ありがとうございます。

時間も少々ありますので、順を追って再質問させていただきます。質問項目が多いので、答弁は簡潔にお願いいたします。

まず、第三者委員会の審議経過についてですが、答申を受けるのは6月頃ということですが、私はこんなに遅くなるとはちょっと思ってませんでした。これは8月に御承知のように町長選挙がありますが、再発防止策や関係者の処分まで全てを終えることができない可能性も出てくるんじゃないでしょうか。これはもう少し早くやれなかったんじゃないでしょうか。その辺について見解をお願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、第三者委員会の開催に当たってでございますけれども、開催するためには審議する内容の精査というのが必要になってきます。それから、委員各位のスケジュール調整等が出てきます。弁護士さんであったりだとか、大学の教授であったりだとかということになりますと、各位のスケジュール調整のほうにも

やはりいろいろと配慮が必要となってきます。そういった点から、ここまでかかった時間というのはやはり必要な時間ではないのかなというふうに捉えているところがございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） やっぱり物事のスピードアップ、ましてやこういう大切なものですので、もうちょっと事務局としても、第三者委員会の先生方に協力し合ってスピードアップをさせていただければと思っています。

それから、未公布だった条例や規則は、例えば無効と判断される可能性もあります。やっぱりこれはやり直しを迫られるおそれがありますが、そうすれば私は町政がちょっと混乱に陥るのではないかとそのように懸念しますが、この深刻な状況を町長はどこまで自覚されているのか、御見解をお伺いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） この第三者委員会では、不備問題が発生した原因の究明、それから町民への利益・不利益の判断分析、再発防止策、この3点で審議を実施しているところでございます。その答申等を踏まえて、私どものほうではこれからの取るべき方針等を示して適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 私は自覚の点について質問したんですが、ちょっと私の意図と違うところが御答弁されました。やっぱり深刻な状況を町長以下職員も含めて、もっと真剣に受け止めて進めていただきたいと思いますと思っています。

それから、3点目、町長さんの御自身の責任について、答申が出された後に検討するとおっしゃっておりますが、町長選挙の直前になるのではないかと。やっぱりこれは早く解決してほしいと願っている町民は少なくありませんので、この点について御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今、総務課長が話したとおり、スケジュール感とすれば6月までということになりますし、その後の懲戒処分を含めて選挙前までにはしっかりと方針を出したいと、私の責任も含めて出したいと思っていました。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 今、町長からそのような御答弁をいただきましたので、しっかりと今の御答弁について肝に銘じて町政運営に当たっていただきたいと思っています。

それから、調査委員会に係る費用は、町民の皆様からいただいた貴重な税金ですよね。これで賄うこととなりますが、このことを知らない方がたくさんいて、私が説明すると非常に驚かれる。これは役場が自ら支払うべきではないのかと、そういうことを口をそろえて言われます。調査委員会に係る費用はどのぐらいになるのか、改めてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 第三者委員会に係る費用でございますけれども、まず「条例、規則の公布手続きの不備」に係る費用については、委員の先生方の報酬については92万5,000円、それから旅費については2万1,730円、それから事務局等の委託となっておりますので、委託料として240万8,120円、計335万4,850円となる見込みでございます。また、「消防計画の未作成」については、報酬が68万5,000円、旅費が2万5,800円、委託料が177万3,200円、計248万4,000円となる見込みでございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。税金の使い道を厳しくチェックするというのは我々議員の仕事です。やっぱり1円たりとも無駄にしないよう活動しなければいけません。そういった意味でも、数百万円もの出費を町民の税金で負担すること、これ本当に町民の方には大変きっちりと説明責任をしなければならないとかも考えていますが、それを負担することのお考えについてお伺いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回の不祥事は、なければかからなくてもいい費用ということについては肝に銘じて、やはり真摯に受け止めております。やはりあってはならないことだろうなというふうに考えているところでございます。しかしながら、今回の不祥事に係る第三者委員会を運営するためには、透明性であったりとか客観性を担保して、不祥事の発生原因であったり、再発防止の具体的な施策、それから対応等を検討するために条例に基づいて設置しているというものでございます。よって、その事務に係る費用については、公費で支出することは適切であるというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 先ほど町長の御答弁のとおり、今大変な厳しい状況になって、事

業者、それから町民の人たちも生活を余儀なくされているわけですので、やっぱりこれは町民から預かった税金ですので、町民の方が納得するような形で解決していただければありがたいと思っています。

次に、第9次総合計画後期基本計画についてですが、質問2の人口減少に対するビジョンについて、「目指すまちの姿は、安心して子育てができ」とありますが、関連でお尋ねします。子供の遊び場整備の検討会が近々開かれるはずですが、いつどのような体制で開かれるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

子供の遊び場の検討の、いつどのような体制でという御質問でございますが、今、計画してございますのが、3月20日を予定として調整して開催するというところで進めているところでございます。あと、その体制でございますけれども、公募により町民の方々から参加いただいた方々6名と、あと町内の教育関係の方々、PTAであったり、あとは学校関係のあるいは保育園・幼稚園等の教諭、保育士さん等による11名、合わせて17名の方々に検討いただくということで、これはワークショップ方式で検討させていただくというふうな体制でございます。

ちなみに3月20日というのは2回目でございます、第1回は1月に開催してございます。その間、大槌高校生によるワークショップもその1週間後に開催させていただいてございまして、3月がその予定している検討会、ワークショップとしては2回目ということになります。あわせて、補足でございますが、合計で6回予定してございまして、残りの4回につきましては今定例会で提案させていただいてございまして、繰越明許費ということで、引き続き6回の残り4回の検討と併せて、今度は小中学生の生徒さんも交えた検討、意見を聴取しながら、年内を目標に町としての具体的な方針をまとめてまいります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） この件につきましては、ずっと今まで議会でも質問されてきたことですので、関係者が一日も早く整備してくれるのを待ち望んでおりますので、これを実現できるように御尽力をしていただければありがたいです。

それから、結婚と出産の届出件数は、この数年どのように推移しているのでしょうか。詳細なデータがなければ大体の数でいいので、増えているのか、減っているのかで御答

弁いただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（選挙管理委員会事務局書記長併任）（関 貴紀君）
お答えします。

結婚・出産ともに減少という傾向でございます。

○議長（小松則明君） 今の答弁でよろしいですか。時間を止めてください。

○町民課長兼リサイクルセンター長（選挙管理委員会事務局書記長併任）（関 貴紀君）
結婚・出産ともに減少しております。結婚につきましては、平成30年の際は38件ござい
まして、今現在、令和3年ですが37件、その間の令和1年、2年については40件、42件
と、40件を大体境として推移しているという現状でございます。出産につきましては、
平成30年から令和3年まで70件、60件、58件、46件ということでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。やっぱり出産の届出件数が減っているということ
等について、ちょっと残念だなという気がします。ぜひ、町としても件数の増加につい
ていろんな手だてをしていただければありがたいと思っています。

それから、若者の移住定住を推進しとありますが、現在町で行っている移住定住事業
についてお尋ねします。私は、昨年11月地域おこし協力隊の説明会に参加したものです
が、地域おこし協力隊事業と移住定住事業は、私はこれが密接に関係していることが分
かりました。それらの事務局には、国の予算が数千万円から億単位でついていますが、
現在は同じ団体が受託していると思います。人口減少がやっぱりどんどん進む中で、こ
れらの事業は今後も継続拡大していくと思われれます。そうなると、2つ合わせてもう数
億円ぐらいの事業になりますので、事業を分割するか、複数の団体で運営したほうがい
いのではないかとそのように感じていますが、今後の体制の見込みについてお尋ねした
いと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任（岡本克美君） お答えいたします。

昨年6月と、それから11月、11月のほうには白澤議員も御参加いただきましてありが
とうございます。来年度の見通しでございますが、議員がおっしゃいましたとおり、昨
年度の予算審議の中でも、事務局体制につきましては、複数の町内の団体等で議会のほ
うからも請け負わせるように、担わせるようにというようなお話もございましたので、

説明会、それから町内の事業者等を回って説明をしてまいりました。今の見込みでございますけれども、2事業者で運営していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ぜひ、その複数の団体に事業を分散していただければありがたいと思っています。

それから、地域おこし協力の説明会では、仮の構想ですが、中間支援カンパニーの構想が示されました。恐らくこの地域おこし協力隊の方だと思うんですが、これを設立する人の名前と時期まで明確に示されていました。大槌町を育てる会社で各分野の中間支援業務を請け負うとありましたので、ここに随意契約することが既に決まっているのだなとそう感じました。このことについて、昨年12月の同僚議員も取り上げましたが、当局の御答弁では例え話と仮の話には言えないと私は記憶しております。そこで再度お尋ねしますが、このカンパニー構想はどういった経過で町の配付資料に記載されるのか、現在どのような状況になっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) 昨年の11月の説明会だったと思いますが、この資料だったと思います。それで今白澤議員がおっしゃったとおり、この資料には、中間支援カンパニー（仮）構想についてというふうに記載してございまして、その中間支援事業自体が、何も町が発注する、官が発注する事業だけではないんです。これはあくまでも民の事業もちろん請け負うというか、探してきてコーディネートするというような事業もございまして、あくまでも町発注の事業だけがあるというわけではございません。

それから、今回のこの資料に書かれている方ですけれども、今所属している団体から独り立ちをして、4年後を見据えてまちづくりの新たな団体を形成したいということで紹介している。特に来年度はコーディネーター型の地域おこし協力隊も導入したいということで、そういった経緯であくまでも地域おこし協力隊のコーディネーター型を導入するという一端で御紹介したというような経緯でございます。ですので、何か決まっているとか、何かを今から受注させるというようなことではなくて、あくまでも官民の町内の事業を一旦こう受け入れるような形の事業者になりたいなというような方向性を示しただけの話でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、ありがとうございます。私みたいな素人が、町が配布する物件に名前が書いてあると、これはもう全部最初からこういうふうに決まっているのかなとそういうことを考える。私もそのように考えましたので質問させていただいたわけですので、これからそのまちづくり、大槌を育てる会社ということですが、あくまでこれに対する例えば町のほうで事業委託をすとか、そういうことについての考え方についてはどうなんですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) 先ほど申しましたとおり、官が発注する事業もあるかもしれませんが。ですので、今一概にないとも言い切れませんし、あるとも言い切れません。ただ、今彼が取り組んでいるのは、実はちょっと御紹介したいんですけども、実は休耕地、耕作放棄地を農家の方から借りまして、今地域おこし協力隊を導入しながら、仲間を集めながら農地を活用しているというようなこともございます。そういったのも、一つは農地を持っている方でどうにか活用してもらいたい方の間をつなぐというのが、実例を示すと中間支援という一つの例でございます。そういった形で、何も官だけではなく民の需要も掘り起こしながらまちづくりをしていきたいというような思いが彼の中にはあるということですので、そういった一例を御紹介したまでだというふうに御理解していただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） よく分かりました、要するにコーディネーター役を担うということですね。ぜひそういう空き地とかそういうところ、コーディネーター役の方に活動していただいて活性化を図っていただければありがたいと思っています。

今度、この資料に明記するときには、私みたいにすぐ勘違いする者がおりますので、その点については間違いのないような紹介の仕方をしていただきたいと思います、そのように思っています。

それから、③の質問の中、商工業及び産業界への支援や育成について、当局はこれまで町民所得の向上を目指して取り組んでこられました。平成27年度には県内15位まで上昇してきました。その後の推移についてお尋ねしたいと思います。どのようになっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) お答えいたします。

最新の県から発表されている動向が冊子になっているものが平成30年度のものでございますけれども、こちらでは33市町村中9位でございます。平成30年度でございますけれども、9位でございます。ただ昨今の状況、それからこの後、それから震災復興の震災需要の終息や、それからコロナ感染症等の拡大もございましたので、直近に当たってはちょっと状況が、それは県内市町村もある程度同じかなとは思いますが、そういった状況につきましてはつぶさに関係各所と情報共有を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 安心しました。27位、15位、それから平成30年は9位ということで、ランクがだんだん上がっているということについては、私も町の人たちのやり方については評価したいと思っています。ランクアップのためにぜひ頑張っていたきたいとそうように思っています。

それから、次に事業者誘致についてですが、安渡や新町の産業集積地、それから大槌駅裏の防集跡地などがありますが、それぞれどのぐらいの空きがあるのか。大体でいいのでお尋ねします。また、事業者誘致について現在話が進んでいる案件があれば、その件数なども差し支えない範囲でお尋ねしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任（岡本克美君） お答えいたします。

産業集積地に関しましては大小ございますが、8区画ほど現在ございます。それから、防集跡地、駅裏に大きく6ヘクタールほど1か所ございます。企業誘致に関しましては、事あるごとに対象の、県を通しまして、それから復興庁を通しまして、このような土地がありますよということでPRをしながら企業誘致を図ってまいりますが、どうしても昨今コロナウイルス感染症の拡大で新規投資をもう渋っているというような状況もお聞きしてございます。今後につきましても、引き続き企業誘致等を含めまして、それから町内事業者の活用も含めまして促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 常々岡本課長さんの姿勢には本当に敬意を表するものですが、一生懸命、空き地対策のためにこれからも今のような姿勢で頑張っていたきたいと、そのように考えています。

それから、やっぱり私は、企業誘致も大事ですが、足元を見ますと町内のショッピング

グセンターに空きが目立っている、そのことについて大変危惧している状況です。これは町民の方もよく言われる話ですので、改めてお尋ねします。もちろん空きについては事業者自らが入居者を見つけていただくことが一番ですけれども、町唯一のショッピングセンターであって、町民の台所と言える施設だと思imasるので、町としても何らかの支援を考えていいのではないかと思います、この施設についての当局の現状認識についてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) お答えいたします。

昨年の6月の補正予算だと思imasけれども、マストとますと乃湯を活用した町内への誘客事業ということで1,000万円ほど予算を計上させていただきました。先週の日曜日までマストでイベント等を行ってまいりました。イベントに関しましては一過性のものでございます。ですので、中長期的にそこで誘客が図れるというわけではないです。ただ、私どもがまずはマストの認知度を上げて、集客がある、そこに新規事業者がテナントとして入居していただけるようなことを考えたりもしてございます。

マスト、いわゆる大槌商業開発と、大槌町では平成2年度に建ったわけですがけれども、町としても重要なショッピングセンターでございますので、つぶさに事務局とは情報交換してございます。ですが、先ほど申しましたとおり、事務局からの報告によりますと、最近のコロナウイルス感染症の拡大で新規投資がどうしても控えていらっしゃる、企業側がですね、そういった状況もでございます。引き続きマストと情報交換をしながら、大槌町の経済活動を図ってまいりたいというふうを考えてございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。そういう姿勢で今後とも対応をお願いしたいと思います。

それから、この施設への支援は町が抱える問題と一緒に考えれば、私はちょっと一石二鳥になるのではないかと考えています。例えばですが、買物弱者のための買物バスを出すとか、例えばおしゃっちの貸し部屋が空いていないときにはその代替りの施設とするとか、それから子供の室内の遊び場にするなどいろいろなことが検討できると思imas。ほかの店との公平性も考慮することが必要ですが、この施設のみならず町全体の経済が活性化するような策を各課横断で検討してみたいかがでしようか。その点について御見解をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) お答えいたします。

私どもでも、先ほど申しました大槌商業開発の事務局に対しましてはいろいろ御提案をしています。ですが、事務局としてはあくまでもショッピングセンターの有効活用を図りたいと。まだ、ショッピングセンターとしての有効活用を図りたいということでございます。そういった中では、今後、議員から御提案のありました部分も含めまして、町民の皆様、それからもちろん役場もそうですけれども、そういった形で町にとってのショッピングセンターの在り方も含めまして検討する場を設けながら有効策を、あくまでもこれは民間施設でございますので、あちら側がどう考えるかということもございしますので、ただ重要性も認識してございますので、関係者と協議しながら今後の対応策や活性化策を練っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。これは私だけではなくて多くの町民の方が懸念していることなので、それを耳にしましたので質問させていただきました。

それから、質問④の未利用地や空き家の増加、農地の管理についてですが、土地区画整理事業地内の未利用地の利活用対策としては、住宅建設した人に100万円を補助する制度が打ち出された以降は特に行われていないような感じがします。それ以降にどういった策がなされているのか。また、その未利用地の所有者が抱える問題や課題をどのように把握しているのか。この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) お答えいたします。

住宅建設補助は令和4年度の当初予算で議会の皆様にも御説明したかと思えますけれども、土地区画整理事業と防集団地に町内の建設事業所を使ったら幾ら幾らというふうに、オプションで最大200万円までの補助事業も令和4年度の当初予算で設定してございまして、現在のところ1件御相談がございます。住宅建設事業ももちろん、従前から御説明しているとおり住宅建設に係る有効活用も図りつつ、議員も先日の説明会、ワークショップにも御参加いただきました。住宅建設以外の利活用も検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、未利用地の所有者が抱える問題や課題などについては、令和2年度ですか、企画財政課のほうで所有者の方のアンケート等も伺ってございます。そういった中でよ

り住宅建設以外、それから住宅建設も含めて、町の関係者も含めた有効活用策をこれから図っていくようなまたワークショップであったり、検討会を開催していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 土地利用者の抱える問題や課題については、令和3年の12月に土地利用意向調査を行っております。その中で土地所有者の土地を貸したい、または売りたいといった場合に相手が見つからないといったものと、あとは既に別の場所に住宅再建をして今後利用する可能性が少ないというような課題が上げられております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） なかなか進展がかなり厳しいという認識で私も聞いていますが、これもやっぱり空き地利用というのは、空き地利用をなくするというのは、総合計画の本当の課題に位置づけられるものですので、ぜひ役場の、私は大槌町のシンクタンクだと思っていますので、皆さんの英知を働かせてぜひこの課題に取り組んでいただけたらとそう思っています。

ちょっと時間が来ましたので、不登校の児童生徒に対する支援について何点かお尋ねします。先ほどの不登校の児童生徒は現在28名とのことですが、予備軍と思われるようなお子さんもかなりおられないかと危惧します。8年生が11人、それから9年生が5名と、学年が上がるごとに増加傾向にあるとお話しですが、特にこの年代について考えられる原因をもう少し詳しく教えていただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

考えられる原因としましては、学習内容の難易度が向上したことによって学校における授業適用が困難になったためということと、自我意識の発達により学校へ登校しないという選択肢を想起し、かつ実行に移す行動力が伴ってくるということも考えられます。ほかに、思春期特有の不安定な心理状況をコントロールできないため、投げやりになったり、無気力になったりするためということも考えられます。あと、本人の精神的・身体的成長に伴い、保護者からの登校を促す働きかけが相対的に低下するということが考えられると思っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。ちょっと時間も来ましたのでもう一点だ

け、ふるさと科のカリキュラムにあるこころの授業、これはどういった授業なのか、簡潔に答えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

こころの授業は、日常生活の中で自分や他者の感じ方の違いに気づき、ストレスに対する適切な対処の仕方や物事への多様な考え方、受け止め方、良好な人間関係のつくり方について考え、ストレスの耐性や合意形成の方法等、自己実現やよりよい生活をつくるための資質能力を養うことを目的としている授業でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。今、課長さんのほうからいろいろ御答弁いただきました。やっぱり支援が必要な子にきめ細かな目配りをするところこそが行政の役割であると思いますので、そのことを切に願っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 白澤良一君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時02分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

澤山美恵子君の一般質問を許します。御登壇願います。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 新風会の澤山美恵子でございます。今日はよろしく願いをいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

町民文化センター（以下、「おしゃっち」）をめぐる問題について、私たち議員は「どうなっているのか」と尋ねられることが多くあります。この問題は1年も前から続いており、その間、常任委員会において調査してまいりましたが、これまでの町からの説明では、疑問が解消するどころか、むしろ増えてしまっている状況です。

そのような状況下で、町長は、おしゃっちを令和5年度は直営で管理することを発表しました。さらに、その理由として、「議会の理解が得られない」や「議会からの官製談合疑惑」、「指定管理者である団体に非はない」など、断片的な情報ばかりが報道に

よって広まり、この問題の本質ではない内容や私たち議員が意図していない内容が広まっていることに対し、強い憤りを覚えます。

この問題に関して議会が問題視しているのは、単におしゃっちの指定管理費が年々上がっていることだけではありません。また、「夏にある町長選や町議会議員選に向けた動きではないか」とも指摘されますが、そんなことは全くありません。

一方で、「議会は、ほかにもやることあるだろう」との指摘は、ある意味、私もそう思います。私も本当であれば、コミュニティーや防災、産業などについて議論を深めたいところですが、当局の度重なる不祥事は議員として見過ごすわけにはいきません。実際、町の不祥事で町政が停滞しているのは事実です。それを解決しないことにはいいまちづくりはできず、私自身、非常に歯がゆい思いです。町民の皆様にはこうした状況を御理解いただくとともに、当局には一日も早く不祥事と無縁の組織になってほしいと願っております。

今回は、これまでの経緯を町民の皆様にもお知らせする意味で質問をいたします。また、前回もお伝えしましたが、おしゃっちの指定管理団体についてではなく、当局を問いただすための質問ですので、御理解のほどお願いをいたします。

なお、御答弁は、質問したことだけに簡潔にお答えください。

それでは、質問に入らせていただきます。

条例、規則未公布問題と消防訓練未実施問題についてお伺いいたします。

条例、規則、計82件が1年半にわたり交付されていなかったことが、令和3年12月3日の合同常任委員会で報告されました。例えば、介護保険や国民健康保険などを法的効力がないまま徴収していたこととなります。新しくなった斎場の使用料は前より増えましたが、多く払い過ぎていたことになる可能性もあります。また、当局で新しくできた課も存在していないことになるなど、行政運営が大混乱に陥る可能性があります。

ところが、当局は「適時に公布・施行されていたものとして取り扱うこととしたい」という安易な考えを示しました。法律を守る立場にある当局の発言とは思えず、私たち議会は認めませんでした。

令和4年3月議会で複数の議員が問いただした結果、町は第三者委員会を設けました。ところが、会の進行は遅く、答申が出されるまでまだ時間がかかると感じました。それまで、この問題は未解決のまま、誰も責任を取らない状況が続きます。

また、今の役場庁舎に移ってから10年間、消防計画をつくらず、消防訓練もしていな

かったことが令和4年3月議会で発覚しました。当局は2つ目となる第三者調査委員会を設けました。これら2つの不祥事には町長が関わっており、議会としては重く受け止めております。

そこで、この2つの調査委員会についてお尋ねをします。まず、答申が出される時期について、次に、かかる費用（今年度と来年度見込み）について、次に、費用の負担について、町の予算（町民の税金）からではなく、「当局関係者から負担すべきだ」と町民の声を数多く聞いております。当然のことだと私は思います。費用負担に対する町長の認識と見解をお伺いいたします。

次に、特定団体への委託集中についてお伺いいたします。令和4年3月議会では、おしゃっちの指定管理業務委託料3,379万円が問題になりました。前の年より939万円増える根拠が不明で、契約の在り方も問題視されました。また、当局はこの指定管理団体に複数の事業を委託し、合計額も多いことが問題視されました。

そこで、改めてお尋ねをいたします。この団体への令和2年、3年、4年度における業務委託及び指定管理業務委託について、次に、各年度の委託件数、各年度の合計額、各年度の当該団体との委託契約に占める随意契約の割合をお伺いいたします。

次に、おしゃっちの指定管理を困難と判断した理由についてお伺いいたします。

おしゃっちの問題は、令和4年当初予算において、指定管理料が前年度より1,000万円ほど増えることを議会が問題視したことから始まりました。指定管理料が年々増えていくことが適正なのかや、そもそも指定管理の選定はどのように行われたかなど、数名の議員が資料収集をしながら調査を進めてまいりました。

指定管理選定に当たっては、公募や説明会、審査会が行われます。選定後は、町と事業者が協定を結びますが、こうした一連の事務や事業者との協議内容、2年目以降の指定管理料の算定経緯などで様々な疑問が生じました。

具体的には、事業者選定における透明性や公平性が確保されていないこと、指定管理制度導入の目的の一つであるコスト削減が図られていないことなどです。令和5年度には更新時期を迎えることもあり、制度の在り方や運用について改善が必要と判断しました。

こうした問題について合同常任委員会で問いただしたところ、当局は「失念をしていた」、「文言は誤り」、「不適切な事実」などと認めた事案が複数あったほか、副町長による「事実と異なる答弁」もありました。ですが、こうしたことは一切公にはされて

おりません。

おしゃっちを来年度から町の直営に戻すことについて、町長は定例記者会見で「議会の理解が得られない」、「指定管理団体に非はない」の繰り返しだったと聞いております。記者会見での町長の断片的な発言は、マスコミや町民に誤解を与え、混乱を生じさせかねません。

そこで、お尋ねをいたします。まず、当局が合同常任委員会で認めた「失念していた点」、「誤っていた文言」、「不適切な事実」、「事実と異なる副町長の答弁」の全て。次に、議会に理解が得られていないと認識している内容。そして、おしゃっちの指定管理を困難と判断した理由（「議会の理解が得られない」、「指定管理団体に非はない」以外の説明をお願いをいたします）。次に、指定管理者制度の在り方は、今後どのように改善しようとしているのかお伺いいたします。町民にも分かるように丁寧な説明をお願いいたします。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、条例、規則未公布問題と消防訓練未実施問題についてお答えをいたします。

第三者委員会から答申を受ける時期については、本年6月頃を予定しております。第三者委員会の運営について、今年度中に終了しない見込みであることから、本定例会へ令和4年度予算の次年度への繰越しを提案させていただきます。

第三者委員会の運営に係る費用については、「条例、規則の公布手続きの不備」については、報酬92万5,000円、旅費2万1,730円、委託料240万8,120円の計335万4,850円の見込みです。「消防計画の未作成」については、報酬68万5,000円、旅費2万5,800円、委託料177万3,200円の計248万4,000円となる見込みであります。

今回の不祥事に係る第三者委員会は、透明性及び客観性を担保し、職員による不祥事の発生の原因を究明し、その再発防止のための具体的な施策及び不祥事への対応等を検討するため、条例に基づき設置を決定したものであり、その費用を今回の不祥事の関係者に負担を求めることは考えておりません。

次に、特定団体への委託集中についてお答えをいたします。

文化交流センターの指定管理者である一般社団法人おらが大槌夢広場との業務委託契約について、文化交流センターと図書館の指定管理業務2件を含めて、令和2年度は4

件で合計4,756万9,336円です。令和3年度は12件で、合計9,975万8,398円です。令和4年度は5件で、合計1億7,029万2,800円です。随意契約の割合ですが、公募により選定した指定管理業務を除く全件が随意契約となっております。

次に、おしゃっちの指定管理についてお答えをいたします。

まずは、町が合同常任委員会で認めた「失念していた点」、「誤っていた文言」、「不適切な事実」、「事実と異なる副町長の答弁」の全てについてお答えをいたします。

指定管理者に管理を行わせることとした場合、町と指定管理者は、指定管理者の指定期間、文化交流センターの場合は3年間の指定管理業務における基本協定書を締結し、その基本協定に基づき、毎年度、指定管理料の金額や支払いの方法等、各年度の実施事項を定める年度協定書を締結します。

基本協定書には、本来、協定の重要事項である指定管理料について定めるべきところ、令和2年4月1日付で締結した大槌町文化交流センターの管理に関する基本協定書では、指定管理料に係る記載を「失念」しておりました。このため、「基本協定書に基づき、文化交流センターの管理に係る年度協定書を締結する」とした年度協定書の記載は、指定管理料においては、基本協定と年度協定の関係性が不明確であることから、「誤った文言である」としました。

このように、基本協定書の記載に不備があるものの、基本協定の締結という行為に基づき年度協定を締結していることから、年度協定書は効力を有するものであり、指定管理料の支出には何らの問題がないものと認識をしております。

「不適切な事実」は大きく3つあり、指定管理者の公募手続において2点、指定管理料の決め方において1点あると認識をしております。

公募手続においての1点目は、募集要項をホームページで公表し、応募者を対象とした説明会を開催しておりますが、募集要項と説明会資料で示した指定管理料の上限額が異なっていたことであります。また、最終的に、令和2年4月1日に議決を経て決定した指定管理料と締結した協定書で定めた金額が、募集要項または説明会資料で示した金額とも異なっております。

2点目は、募集に関する質問に際し、本来であれば募集要項に基づき、郵送、ファクスまたは電子メールで任意様式の提出を求め、ホームページ上で回答すべきところ、口頭による質問を受け付け、口頭で回答し、ホームページで公表しなかったことあります。

次に、指定管理者決定後の指定管理料の定め方についてです。

平成15年7月の総務省通知及び町の募集要項において、指定管理料については、町と指定管理者が協議して定めることとされております。指定管理料の予算を毎年度増額してきた経緯があり、理由の一部には、費用の支出者を町から指定管理者に変更したことや、3年に一度の点検料に係る増額がありますが、令和2年度9月補正予算、令和3年度、令和4年度当初予算に係る指定管理者との明確な協議記録を作成しておりませんでした。

「事実と異なる副町長の答弁」は、令和4年12月23日の合同常任委員会における副町長の答弁で、「説明会は開いたが、一般社団法人おらが大槌夢広場の一団体しか来なかった」と述べた件であるとしてお答えをいたします。

説明会の実施に当たり、一般社団法人おらが大槌夢広場の代表から説明会当日には予定があり参加できないため、別途説明してほしいという連絡があり、後日、説明会資料を基に個別に説明をしたものであります。

次に、議会に理解が得られないと認識している内容についてお答えをいたします。

議会に理解が得られないと認識している内容は、指定管理者の選定経緯、指定管理料の算定基準、町と指定管理者のリスク分担等の在り方、指定管理者との協議の在り方、記載内容に不備がある協定書に基づく指定管理料支出の妥当性、指定管理者の評価制度を定めていない中で指定管理者制度を運用していることなどと認識をしております。

次に、おしゃっちの指定管理を困難と判断した理由についてお答えをいたします。

おしゃっちの指定管理を困難と判断した理由は、人件費や一般管理費など、指定管理料を算定した上での基準や今般の電気料高騰などに対する町と指定管理者のリスク分担の基準を明確に定めること、指定管理者の評価制度を整備することが必要と考えたからであります。これらを十分に検討した上で、令和5年度以降の指定管理者の公募を行うことは、審査会や議会の日程を踏まえ、スケジュール的に困難であると判断をいたしました。

次に、指定管理者制度の在り方の今後の改善についてお答えをいたします。

指定管理者制度の在り方につきましては、指定管理者制度の安定した運用を図るため、制度に理解を深めるとともに、運用に係るガイドラインを整備し、公募の手续や指定管理料の定め方、協議の方法や協定による取り決め事項などについて明確に定めてまいります。また、適切な施設の管理運営のため、指定管理者のモニタリングとその評価結果

の公表の制度を整備してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、条例、規則未公布問題と消防訓練未実施問題についてから再質問をさせていただきます。

まず、答申が出るのが6月頃とのことですけれども、これってあまりにも遅過ぎると思います。実際、調査委員会が始まったのは昨年9月でした。問題が発覚してから1年もたった後でしたよね。会が始まった後も何でこんなに進め方が遅いんだろうと不思議でたまりませんが、答申では不祥事の原因究明と今後の対応、再発防止策などが示されるわけですけれども、当局としての対応や対策、それから処分というのは、その後になります。最悪、これは次の町長にお任せになってしまうのではないのでしょうか。何かこう次の選挙までずるずる引っ張っていつているような気がしてなりません。6月になってしまうということは、今となつては変えられませんが、当局の対応の遅さ、そして無責任だと言われても仕方がないような気がいたします。

それでは、調査委員会についてですが、費用は2つ合わせて600万円で、不祥事を起こした方々に負担を求めることは考えていないとのことですけれども、これはぜひ考えてください。これね、不祥事さえなければ出す必要がなかった600万円です。皆さんのミスで発生することとなったこの600万円を、何で町民が負担しなければならないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回の不祥事に係る第三者委員会の設置というのは、あくまでもやはり第三者の立場から透明性であったり客観性を担保して、今後の不祥事の発生の原因であったりだとかを究明し、再発防止の具体策であったりだとかを答申していただくというものを目的に、条例に基づいて設置しているものでございます。不祥事がなければ、確かに実施しなくてもいい第三者委員会です。そこの部分につきましては、私どもやはり職員は真摯に受け止めて、今後こういうことがないように事務を適切に進めていくということをお願いしていきたいというふうに考えております。ここに係る費用につきましては、やはり制度に基づいて設定して運営していくものでございますので、公費で支出することについては適切であるというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 現在、町長は2期目なんですけれども、その間どれだけの不祥事があったんでしょうか。こんな町ってそうそうないと思いますよ。そのツケは町民に押しつけられて、今回だけでも600万円の損害です。例えば当局の皆さんは、他人の失敗で600万円を払ってほしいと言ったら払いますか。私は絶対払いません。払うわけがないですよ。これは町民だって同じなんですよ。そこら辺というのは本当にどう考えているんですか。もう一度お願いいたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 答弁の内容とすれば、繰り返しになると思いますけれども、今回のこの第三者委員会の運営については、制度に基づいて予算化を行い進めてきているものでございます。今後の町政運営を進めるに当たっては、やはり必要な第三者委員会の運営というふうに捉えておりますので、公費で支出することについては適切であるというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ここで私がこういうふうに言ったのは、当局の答弁を見て、条例に基づき設置を決定したから、その費用は今回の不祥事の関係者に負担を求めることは考えていない。町民の皆さん、これで納得するんでしょうか。まるで事務的な答弁で、これを出してもらわなければならない、申し訳なさというのはみじんにも感じないんですよ。そうでしょう。これを本当に淡々とさらっと、町民納得しないと思いますよ。まあいいです。

次に、特定団体の委託集中についてお尋ねをいたします。

令和2年度4,756万円、令和3年度9,976万円、令和4年度1億7,029万円とのことで、これは改めて驚きました。だって、5,000万円、1億円、1億7,000万円ですよ。毎年2倍ずつ増えていますよね。これを聞いた町民や事業者さんたちはどう思うんでしょうか。そして、なぜこの令和2年度から増え出したのかも疑問です。令和2年度といえば今の副町長が就任した年ですので、これは副町長にお尋ねをいたします。質問は2つです。まず、このままいくと、令和5年度には3億円台に突入するのか。そして、これだけ増え続けるには当局によほどの意図があったとしか思えませんが、これはどんな意図が働いているのか。結果的にそうなってしまったという答弁ではなくて、それ以外の答弁でお願いいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 事業費が増えているということはちょっと説明が要るんですけども、令和2年度、3年度、4年度、これはおらが大槌に指定管理とそれから委託事業を頼んでおりますが、まず、令和2年度、3年度、4年度については、おらが大槌に指定管理をしていただいた部分について、どういう費用がかかっているのかという説明が必要だと思います。これは後で、ちょっと私細かい数字は押さえておりませんので、企画財政課長に説明させます。それから、令和3年度以降に事業が増えている。これはまとめて書いてあるからこういう数字ですが、これは地域おこし協力隊の事業費が入っているというふうに考えておりますので、その辺のどの時点でどういう項目でそれぞれ費用がかかっているのか、ここをちょっと説明を企画財政課長にさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 令和2年度、3年度、4年度の文化交流センターの指定管理料の増については、令和2年度から3年度につきましては、委託料の増加、あとは令和2年度から3年度につきましては、委託料の中の一般管理費の2.5から5%と増加した内容、令和3年度の増加については、3年に一度の委託料が発生し、あとは県の最低賃金に合わせたような人件費の微増の増となっております。そのほか、令和3年度から地域おこし協力隊の事務局を委託したことにより9,000万円、あとは1億7,000万円というような増加、あとは、移住定住の事務局の委託の増加が要因であります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） まあ、いいです。

次に質問する中に、地域おこし協力隊について出てきますけれども、これは決して協力隊の方たちが悪いということではありません。むしろ協力隊の皆様には頑張っていたいて本当にありがたいと思っております。それでは、質問に入らせていただきますが、このおしゃっちの指定管理以外では、全てこの随意契約のことで、随意契約というのは複数の業者が競い合うのではなくて、その団体ありきの契約です。委託額の多さにしても、随意契約の多さにしても、当局が意図的にやっていると思えないんですよ。

そこで、2つお尋ねをいたします。まず、随意契約ですので、この団体は特別な存在なわけですよね。これは誰にとってどのような特別な存在なのかお尋ねをいたします。そしてまた、次に地域おこし協力隊や移住定住の事務局もこの団体に随意契約をしておりますので、将来的にはこの団体をまちづくり会社のような組織にするつもりだったん

でしょうか。それならそれで私はいいと思います。その考えに共感する議員や町民もいるでしょうし、官民連携の在り方を考えるきっかけにもなると思います。その辺についてちょっとお聞かせをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 当局。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、随意契約についてであります。一般社団法人おらが大槌夢広場の委託については、複数の事業についてであります。その事業の内容を判断し、その業者しかできないというような判断の下、随意契約をしております。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) 地域おこし協力隊の今後でございます。事務局に関しましては、あくまでも1人の隊員が最長3年までしかできませんので、ただ地域に残っていただいて地域の課題解決をするというような取組を人口減少の中で取り組んでいくという形で今担っているわけなんですけれども、事務局の在り方については、隊員が終息してくれば、もちろんそれは確保していくんだろうなというふうに考えてございます。ただ、その町の先ほど申しましたとおりそのプレーヤーを、プレーヤーというのはいろんな分野で、例えば郷土芸能だったり農業だったり漁業だったり、そういった中でどういった活躍ができるか。町民の皆さんが一人一人活躍できる場をつくっていく中のあくまでも一つの団体だというふうに捉えていただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 時間もないので淡々と進めていきますけれども、この問題を調査していて思ったのは、指定管理制度は随意契約と同じで特別だということです。一度指定されれば、その数年間は当局との協議や予算の決め方など、団体の自由度がかなり広い。当局と団体の関係がなあなあになつたりとか、ブラックボックスになつたりする危険も感じました。一般管理費といって、例えば3,000万円の施設であれば、10%だと300万円が団体に入るわけですが、これを計上している施設はおしゃっちと中央公民館、城山体育館だけですので、これは今後も注視していく必要があると思います。

委託が集中するということで一番心配なのは、その団体が当局以上の権力を持ってしまいかねないということです。おしゃっちは町の予算でやっております。地域おこし協力隊は国の予算でやっておりますけれども、町民の中にはその団体が自腹でやっている

という勘違いをしている人もおります。公共サービスを受ける側が、その団体に必要以上に恩を感じたりとか、忖度したりするような状況を生み出しかねないと思います。前にも言いましたけれども、やっぱり町内には多くの事業者さんや団体さんがいるわけですよ。それはもちろん仕事ができるほうに回してやれば、やってもらえば楽なんですよ。安心だと思います。でも、それでは町の活性化になんかならないと思うんです、私は。だってね、常に活性化、活性化と言っているではないですか。いいまちづくりをするには、進めていくにはやっぱり公共事業というのはできる限り分散させて、連携を図りながら進めていくべきと私は思います。

それでは、おしゃっちの指定管理を困難と判断した理由についてお伺いいたします。

ここの答弁が長いということは、おしゃっちの指定管理をめぐる当局のミスがそれだけ多いということなんではないでしょうか。でも、これが全てではないですよ。常任委員会ではもっともってありましたよね。私がここに来て問いたいのは、当局と指定管理団体との間で、公募前から見られるずさんというかな、そんなやり取りです。なぜおしゃっちだけこうなのか。中央公民館もそうだとしたらそれはそれで問題ですけども、この疑問点を見ていくと、初めからこの団体ありきだったのではとってしまうわけですよ。

ここからは具体的に見ていきたいと思いますが、まず指定管理科について基本協定書で定めていなかった件ですけども、これは肝心の基本協定書を間違えるなんて、法的にどうのこうのというよりも、これは常識的にアウトですよ。そのことで年度協定書にも誤りが生じましたけれども、当局は、「手続に問題はなく責任も取らない」と言っております。当局はこの数年間あまりにも不祥事が多過ぎて、ミスをミスと思わなくなってきたような気がいたします。不適切だろうが違法だろうが、失念したことにすれば許してもらえると勘違いをしているのではないのでしょうか。そうした考え方だったら、一日も早くこれを改めてほしいと思います。

それでは、募集要項と説明会資料で示した指定管理科の上限が異なっていた。指定管理者と締結した協定書で定めた金額が、募集要項または説明会資料で示した金額とも異なっているとありますが、これはそれぞれどう異なっていたのかお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

募集要項では予算年間3,279万円程度というふうに記載しておりました。次に、応募者

説明会資料では3,287万1,000円、税込みということで記載しております。令和2年度の当初予算及び年度協定額は3,290万4,000円ということで締結をしております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 分かりました。

それでは、口頭による質問を受け付け、口頭で回答し、ホームページで公表しなかったとありますが、これはまさにその相手ありきの公募だと言われても仕方がないと思いますが、その相手って誰だったのでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 一般社団法人おらが大槌夢広場の代表上野未生さんです。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） そうでしたよね。指定管理科を毎年度増額してきたが、令和2年度9月補正予算、令和3年度、令和4年度当初予算に係る指定管理者との明確な協議記録を作成していなかったとあります。これは、当局と指定管理者との間では初めから毎年度増額していくことを決めていたために、明確な協議記録を作るまでもなかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働参与。その前にちょっと、澤山美恵子君、「指定管理科（していかりか）」でなく「指定管理料（していかりりょう）」で「料（りょう）」として聞いてよろしいですよ。（「はい、そうです。すみません」の声あり）そのようにお願いいたします。

協働参与、どうぞ。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） そのようなことではありませんで、それぞれ例えば令和2年におきましては、事業者負担の社会保険料であるとか、コロナに伴う消耗品費、そういったものが増加してきたために増やしたもので、協議を行わない、協議録を作成していなかっただけで、その内容について金額についての不備はございません。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 指定管理者との明確な協議記録を作成していなかったとあるので、私はこういう質問をいたしました。

それでは、事実と異なる副町長の答弁についてお伺いいたします。今から3年前にお

しゃっちの指定管理者を公募するに当たり、町は説明会を開いております。昨年12月の合同常任委員会で副町長は「説明会にはおらが来ていた」と答えましたが、今年の1月には「来ていなかった」と言っております。これは副町長の単なる確認ミスだったのか、それともこの団体が来ていたことにしなければならない理由があったのか、どちらでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） お答えをいたします。

私の説明で大変皆様に疑義を生じさせてしまったことについてはおわび申し上げますが、今私が御質問あった点につきましては、要はその当日に説明会を開いたけれども、おらが大槌の一団体しか来なかったという件に関しては、そういう当日の報告を受けておりましたので、おらが大槌はその当日に参りましたというふうな話をいたしましたけれども、詳細はその日に来られなかったということで電話が入って後日説明をしたと。だから、一般的な常識から言えば、いわゆるその当日に来て説明を受けたということに解釈できるということで、当日おらが夢広場の一団体しか来なかったとこういう説明でありまして、おらが大槌さんが来なかったことを隠蔽するとか、そういうふうな意図はございませんでした。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） この団体は説明会当日も用事があって来られなかったということで、当局は後日この団体に個別説明をしております。公募前の段階で特定事業者の求めに応じて個別に対応するというのは、一般的な建築工事などでもよくあることなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 募集説明会ですが、その場に来た業者さんに対して説明会をするものでございます。ただし今回におきましては、募集説明会に来る必要があるとか、来なければ後で資料を開示するとかしないとか、そういったことを事前に決めてはおりませんでしたし、公表もしておりませんでした。そのために、一番最初に述べましたように説明会当日に来た説明者のみに説明することです。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。もう一度、澤山美恵子君、質問を明確にお伝えください。

○5番（澤山美恵子君） この団体は、説明会当日は用事があって来られないということで、当局は後日この団体に個別説明をしております。公募前の段階で特定事業者の求めに応じて個別に対応するというのは、一般的な建築工事などでもよくあることなんではないでしょうか。

○議長（小松則明君） それに対して、いいですか。地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 建築工事の関係ですけれども、そういった説明会等といったものは実施しておりません。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） だとすれば、この団体は当局にとっては特別な団体ということになってしまいますよ。

あと、説明会の開催に当たっては、当日来られない人は後日個別に説明しますと周知していたのでしょうか。あと、説明会に誰も来なかったのであれば、改めて開催日時を設定して、それを周知した上で公平に開催すべきだったと私は思います。個別に説明会をしたということですが、この説明会の開催要項や報告書は存在するのでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 説明会については、一般の工事等を進める場合には、今地域整備課長が申し上げたとおりですが、指定管理者における説明会というのは、必ずしもそれをしろということではなくて、それをすることが望ましいというのが一般的な通念でございまして、それはなぜかと申しますと、いわゆる一般競争入札等であれば単価が決まってそれを積み上げて試算をするということでありますが、競争入札というのは具体的に一体幾らかかるものか、受け取る側が全く分からないということがあるので、そういうことも含めて説明会を開いたほうがよろしいだろうという判断をさせていただいています。したがって、その当日、説明会を開いて、当方でその時間帯に何社来るかどうかは分かりませんが、半日、一日か、1月15日、説明会で来られる方々を一日待っていたという状況でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 説明になっていないような気がいたしますけれども……

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君、質問と内容が違う場合には時間を止めますので、再度……

○5番（澤山美恵子君） 質問と内容が違います。

- 議長（小松則明君） では、時間を止めてください。もう一度この部分が違うということ……
- 5番（澤山美恵子君） では、質問からやりますね。
- 議長（小松則明君） はい、どうぞ。
- 5番（澤山美恵子君） 説明会の開催に当たっては、当日来られない人には後日個別に説明しますと周知していたんでしょうか。あと、説明会に誰も来なかったのであれば、改めて開催日時を設定して、それを周知した上で公平に開催すべきだったのではないのでしょうかと聞きました。
- 議長（小松則明君） 副町長。
- 副町長（北田竹美君） 説明会については、先ほど申し上げたとおりマストのものではございませんので、募集要項をホームページに掲載することによって募集をいたしました。その上で説明会を実施したいということでございます。したがって、ほかの人たちにもう一度説明会をするということを周知していたかということについては、ホームページでも募集をしておりますし、説明会もするというふうにホームページ上でも上げておりますので、その1月15日に限ったこととございます。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） この説明会の開催要項とか報告書などは存在しているのかとも聞きました。
- 議長（小松則明君） 副町長。
- 副町長（北田竹美君） 説明会の要綱等については決まっております。ただし、説明会というのは、その募集要項の中身について説明をするということが一般的でございます。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） なければちょっとおかしい話になってくると思いますけれども、おしゃちの指定管理者が提出したこの応募書類についてお尋ねをいたします。そこには地域おこし協力隊についての記述があり、当局も不適切だったと認めておりますが、具体的にはどういった文言が書かれてあったのか。書類にあるこの文言をそのまま御紹介をお願いします。また、どういった点が不適切だったと考えているのかも、ぜひ併せてお願いをいたします。
- 議長（小松則明君） 当局。協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 地域おこし協力隊に関する記述の文書を読み上げます。「町は指定管理者として、地域おこし協力隊制度など特定財源を活用した人材確保に必要な予算措置を、令和2年度の可能な限り早期に講じていただきたい。上記の人材確保に当たっては、指定管理期間開始後の担当室となるコミュニティ総合支援室が責任を持って関与していただき、同法人と共に適する人材の確保に努めていただきたい」、これが書いてある文章でございます。これに対して常任委員会で不適切というふうに発言いたしましたのは、本件に全く関係ない文言が事業計画書の中にありましたので、この部分は例えば削除させるなど、そういった対応をするべきでなかったかということと不適切だと説明申し上げました。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

この団体はおしゃっちの指定管理を受けた年から委託集中が始まりました。おしゃっちの公募の際に求めた地域おこし協力隊事務局も、これは随意契約で決まりました。これは当局がこの団体の求めに応じた結果との理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任(岡本克美君) お答えいたします。

その文書を私も先日初めて見ましたけれども、その当時はコミュニティ支援室が独自に地域おこし協力隊を導入しようという話があってそういった文書に記載されているのであって、その当時から事務局云々という話はもちろん、その当時はまだ産業振興のほうでも地域おこし協力隊を導入するかどうかというのははっきり決めていませんでしたので、これはもう今の事務局とは全く無関係でございます。その後、町内事業者で調整した後に当該団体に委託するという経過になったということとございまして、この文章イコールということではございません。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 改めて、おしゃっち指定管理の業務計画書で、地域おこし協力隊の業務について言及し、そのとおり地域おこし協力隊事務局の事業はおらがの随意契約となって、おらがの事業がどんどん、どんどん膨らんでいくわけです。この引き金となった指定管理の選定がこれだけ疑惑を引き起こしている。これをどのように考えていますか。副町長、お願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） これはちょうど指定管理が始まるときと地域おこし協力隊の事業の募集が一部重なっていることがこの問題をなかなか分かりにくくしていることだろうとは思いますが、当局としては、指定管理者であることと、それから地域おこし協力隊の監督者であることは、随意契約上のやり方も踏まえて公正に実施したという認識でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 議会に理解が得られていないという点と、それから直営に戻した理由、それから今後の改善点については、当局が抱える問題が数多く上げられております。今後の指定管理については、根本的な条例を見直しながらきちっと整備をして公募してほしいと思います。

それから、すごい不祥事が続いていて、その都度当局ではチェック機能を強化していく、これは不祥事が起きるたびに何度もこう聞かされましたが、全然改善されておられません。役所ってやっぱり法令、条例、規則にのって仕事をしなければならないと思います。そして、一般の私たちと違って、一般企業と違って、やっぱり出したものというのは完璧でなければならないんですよ。私はそう思います。だから、職員の上には上司や幹部がいて、それを総括するのは副町長です。そして、町長は、全体を見回すのが町長ですよ。今後、この不祥事をなくすためには、やっぱりこれは働く人の心得なんですけれども、報告・連絡・相談、そしてこれに対し、上司は怒らない、否定をしない、助ける、指示する、「ほうれんそうにおひたし」です。これを徹底していくべきだと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 13時25分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時12分

○

再 開 午後 1時25分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 日本共産党、永伸会の阿部俊作でございます。

議長のお許しが出ましたので一般質問に入らせていただきます。

今日は、4つのことをお尋ねしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたし

ます。

1つ目は学校給食の無料化、そして過去の私の答弁に対する現状、それから町条例の未公布問題、それから合同常任委員会での町長の発言についてをお尋ねいたします。

初めに、学校給食の無料化についてお尋ねいたします。

12月定例会でも学校給食の無料化についてお尋ねいたしましたが、町長は、「国で法整備されたら」とお答えになりました。確かに学校給食費の負担について学校教育法に「保護者負担」の記載はありますが、令和2年2月の国会での政府答弁は、「各義務教育学校設置者が検討することがふさわしい」としています。

今、物価高騰、貧困など、子供たちの環境は厳しい状態です。地方の人口減少もあり、子育て支援に日本各地の自治体で様々な取組がなされて、給食費の無料化も進んでおります。

学校給食は食育として教育の一環と捉える自治体は増えており、地産地消は地域の一次産業を支え、子供たちが地域に関心を持ち、郷土愛を育てることにも役立っています。東京、大阪などの大都市でも給食費を無料にする学校が出てきました。韓国では2021年から、高校までの給食費が無料になったとのことです。大槌町の学校給食費無料について前向きに検討をお願いしたいのですが、考えをお尋ねいたします。

次に、過去の答弁についてお伺いいたします。

議会において私は、津波被災の石碑や旧金沢小学校のグラウンド整備についてお尋ねしたときに、「石碑はなるべく元あった地に復元設置する」、「グラウンドは直ちに整備する」と答弁をいただいた記憶がありますが、しかし、今現在手つかずと思われませんが、現状どうなったのかお尋ねします。

次に、町条例未公布問題についてお尋ねします。

議会で議決された条例が未公布になり、法的根拠がないまま町民に負担を強いる条例がありますが、第三者委員会の経過あるいは結果報告の有無とその内容についてお尋ねします。

また、法令遵守すべき当局が条例を守らなかったことに対して、町長は重大な責任があると思いますが、町長はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

4つ目に、合同常任委員会での町長の発言についてお尋ねします。

1月27日の合同常任委員会で、町長は「議員による不正な働きかけがあった」と発言し、「入札及び契約手続等に係る不当な働きかけ対応マニュアル」をつくらうと言ってお

りましたが、議員もマニュアルを見ることができるのでしょうか、お尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、過去の答弁についてお答えをいたします。

津波により被災し仮置きしている石碑については、これまでの教育長からの答弁にもありましたとおり、所有者が判明しているもの、判明していないものがあります。所有者が判明しているもののうち、須賀町地内に仮置きしている石碑については、昨年6月に関係者を訪問し、安渡地区の石碑の一部については、複数の関係者の皆様から聞き取りを行い、御意向を伺っているところであります。しかしながら、今後の管理方法や設置場所など、結論に至っていないため、引き続き関係者の皆さんとの協議を進めてまいります。

旧金沢小学校のグラウンド整備については、老朽化した遊具の撤去、除草・刈り払いを実施しています。現状、敷地内に仮設住宅撤去後の碎石層等が残置されており、全面を運動場として再整備する場合、土の入替えなど、非常に高額な費用が必要となることから、整備の在り方を検討してまいりました。今後見込まれる施設利用の頻度や避難所として使用した場合の車両乗り入れの状況なども勘案し、具体的な整備規模を考えてまいります。

なお、旧金沢小学校のグラウンドについては、本定例会において、旧金沢小屋内運動場と併せて行政財産化する条例を提案しております。

次に、町条例未公布問題についてお答えをいたします。

「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に関する第三者委員会」について、これまで3回開催しました。第3回の委員会において、未公布の条例、規則について、形式的に遡及適用される旨の附則を制定し、実際遡及適用が認められるかについて議論が行われたほか、未公布の条例、規則を「専ら組織や手続に関するもの」、「住民にとって不利益な改正とは言えないもの」、「慎重な検討を要するもの」の3つに分類し、「慎重な検討を要するもの」に分類された条例について、現在各委員によって内容を精査しているところであります。

また、去る2月24日金曜日、委員から関係する職員3名に対してヒアリングが実施されました。次回開催は3月下旬頃を予定しており、ヒアリング結果のまとめを行う予

定であります。

「消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に関する第三者委員会」については、これまで3回開催しており、去る2月27日月曜日に、関係者7名に対してヒアリングが実施されました。次回の開催は3月下旬頃を予定しており、ヒアリング結果をまとめ、答申書の骨子について議論が行われる予定であります。

今回の不祥事について、行政運営を預かるものとして真摯に反省するとともに、今回の事態を重く受け止めております。今回の不祥事に関わった職員に対する処分の実施については、第三者委員会の答申を踏まえ、外部委員を入れた職員懲戒分限審査委員会へ諮問した上で決定します。職員の処分実施内容を鑑みて、私の責任を明らかにしたいと考えております。

次に、合同常任委員会での私の発言についてお答えをいたします。

町が行う入札及び契約事務に関し、職員が受ける不正な働きかけへの対応について必要な事項を定めることにより、組織として適切な対応の徹底を図り、入札及び契約事務の公平性及び透明性を向上させることを目的として、令和5年1月30日に「大槌町入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱」及び「入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応マニュアル」を定めました。

要綱については、ホームページにおいて公開をしております。

対応マニュアルについては、内部の職員向けのマニュアルですので、ホームページ上での公開としておりませんが、要綱の具体的な取扱いについて広く周知することが必要と考え、公開の準備を進めています。

今後も、入札及び契約事務の適正な事務執行に努めてまいります。

学校給食については、教育次長が答弁します。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 学校給食の無料化についてお答えいたします。

国の議論におきましては、議員御指摘のとおり、各義務教育学校設置者が検討することがふさわしいとしておりますが、子供たちを守るためということを考えるのであれば、自治体任せにするのはどうかという議論もございます。教育委員会としましては、ことも家庭庁の設置等、国の動向を見ながら、町長部局と協力して引き続き県から国に要望するようお願いしてまいります。

子供たちの生活環境を守るため、生活困窮世帯には就学援助制度により、給食費をは

じめとした教育に要する費用を総括的に支援しております。今後も、効果的な子育て支援策について、町長部局と共同して総合的に検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 一般質問通告書に沿って学校給食からお尋ねしたいのですが、まず今現在、学校給食無料化について、つい先週ですか、県内でも、あるいは各地で学校給食無料化が進んでおります。当町ではその点、ほかの自治体とはまたこの辺は違うわけではありますけれども、どのように感じているか、どのように考えているかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 議員お話しのとおり、先日は山田町のほうで無償化になると、あとは東京のほうでは品川であるとか世田谷であるとか、大阪であるとかが無償化というのを聞いております。確かに総合的に判断して各自治体検討して実施していることだと思いますので、本町でも子育て支援策、出産であるとか保育であるとか医療であるとか教育であるとか、総合的に判断して検討してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 現在、日本では物価高が続いております。これはいろんな要因がありますけれども、さらに当町におきましては、津波被災後、漁業不振、当然加工場で働く人たちも大変な思いです。それから、その後、ここ二、三年、コロナというウイルスによって客足が遠のいた商工業、様々な形で影響が出ております。そういう中で働いている当町の家庭事情、これは大変なものがあると私は感じております。そこで、少しでもやっぱりその子育て世帯、未来を担う子供たちのために支援が必要ではないかということを取り上げております。

当然物価が高くなれば、それに掛けている消費税も上がるわけですよね。その消費税が上がることによって、行政の財政は収入は上がってきています。家庭は苦しくなっている状況になると思っています。私はそういうふう感じておりますけれども、そこで当町で子育て支援、先ほど所得向上、誰もが安心して暮らせるまち等々、町長がお答えになりました。まちづくりの一環、子供教育の支援として、学校給食無料化、これも有効な手だてだと思いますが、当町はその辺、考えていませんか。

○議長（小松則明君） 次長、どうぞ。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 先ほど課長のほうからも答弁ありましたが、まず議員

も御承知のとおり、この4月からこども家庭庁が発足し、始まると。政府の答弁では、異次元の子育て支援を行っていくというような声明まで出されているという状況でございます。ただ、具体的にその中身等々がどういった内容、どういった項目というところまでちょっとまだ把握し切れていない部分あるのかなというふうに考えているところでございまして、当然、国の動きがあれば県のほうでもそれなりにまた動きが、制度等が出てくるのかなと。

そうしたときに町としまして、国・県の制度を見た中で、例えば、その制度に上積みをする、または横出しをしていく、または全くないが町単独でもこれはしなければならぬというような事業等の組合せをした上で、総合的な子育て支援策をしていく必要があると。要は、子育て支援のパッケージ化を図って、大槌町の子供支援を進めていくというようなことの方で動いていこうと思っております。当然、その中には学校給食の無償化というようなことも検討の中に含まれて協議されていくものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今、協議され認識しているということですが、協議したんですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回の学校給食の質問がございましたが、大分前のとは違う感じがしていました。先ほど次長が話したとおり、異次元のという形になりますし、政策的に大きく変える形になりますので、これは当初予算も含めてなんですけれども、やはり子育てをどう支援していくかというパッケージを考えていく必要あるだろうと。ですから、給食の無償化については否定するものではありません。やはり一点ではなくて全面的な形で考える必要あるだろうと思います。これやはり議会ときちんと話をして、まちづくりの中の子育てがどうあるべきかということをしっかり考える。ですから、決して給食の無償化を否定するものではありませんので、政府が考えている施策がどう出るかということと、先ほど次長が話したとおり、制度に対する上乘せ、横出し、別メニューで町として子育てを支援するというをしっかり議論していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、今町内の家庭事情がどうなっているのかということを見たときに、私が先ほど話した状況にあると私は思っております。どうやってその子供たちを支援するか。今一番大事なことは、家庭の中では厳しいのでどこを減らすか。経済的

に大変なときにどこを減らすかというのは、文化とか、それから食事を安いものにするとか、そういう状況になってきております。

そして、子供たちが今一番必要なのは、体をつくる、心をつくる、それから脳、これに対する栄養にも非常に大事なことなんです。家庭で今それがきちんと子供たちの食事ができている状況かなと思ったときにちょっと怪しい面があるし、頑張っているところもあるしそうでないところもある。家庭がやっぱり根本的に大変だと、不登校も増えてくるのではないかと、そういうふう感じております。

そして、私が議会報の編集委員をやって、そして、各学校の子供たちの写真を議会報の表紙に載せて、子供たちをみんなで見ていこう、そういう思いで写真を撮ってきたんですけども、写真に写りたくない子供たちが結構いました。私も経験あります。自分自身で貧乏したこともありますし、家庭もそうでもないときもありました。そうするとやっぱり出たくないし、人中出现るのが嫌だという部分もありました。そういう中で私たち町政としてどういうふうに支援するかと、やっぱり給食費、子供たちに栄養をしっかりと届けるようにというか、食育という教育もありますよね。そういう中でやっぱり行政がしっかりとつかむべきではないかと思いますが、その辺、検討だけではなくもうできる力も環境もあるのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 議員御心配されている子供たち、今の食生活についてですけども、確かに給食費なんですけど、就学支援のほうで手厚く支援させていただいております。現在、約29%の児童生徒が就学支援を受けておりまして、給食が実質無料化になっております。そういう状況もございますので、あと、先ほど次長がお答えさせていただきましたパッケージというところも鑑みながら今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） パッケージについていえば、当町で無料化にしてからでも、そういう国からの方針が出たときにどうにでもなるのではないですか。今困っている現状をどう見るか。やっぱりきちんと子供たちの体、精神を守るためにしっかりと給食を与えてほしいなという願いなんですけど、いかがですか。

○議長（小松則明君） 当局。町長。

○町長（平野公三君） 先ほど私が話したとおり、決して給食無償化について否定するも

のではございません。しっかりとやはり検討すべき事項だと思っています。それだけでなく、やはりこれから異次元の子育てに対する予算が国から示されるとなれば、そこはやはり上乘せしたり横出ししたり、新たな政策というのを打っていく必要があると思いますので、特にもう給食については各市町村とも取り組み始めておりますので、それはしっかりと取り組む方向で考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしくお願ひしますと締めくくりたいんですが、まだまだ言わせていただきます。まず、財源の問題ですけれども、ふるさと納税で5億円のお金が入りました。そして、次年度になりますか、この予算ではその5億円は積立金に回されません。それで先に積立金が幾らあるかなと思ったら、50億円はあります。学校給食費の賄い費、これは父兄が負担する金額ですけれども、予算で3,700万円、5億円のお金が入ってきて、その賄い費の部分で計算している。5,000万円にしても10分の1、50億の中から考えれば100分の1、このぐらいの財政が町長にはある。やろうと思えばすぐにできるのではないですかと思いますが、その辺お尋ねします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

ふるさと納税とあとはふるさとづくり基金のことで聞いているとお答えいたします。ふるさとづくり基金については、5年前は80億円ぐらいの残高があったものについて、今現在50億円、各年度で約8億円、10億円程度の財源を充当しながら予算を組んでおります。今後、この状況が続けば、なかなかその財源も枯渇する時期も出てくるだろう。ただ、その長期的な見通しが、今こういうコロナ、あとは物価高騰の経済状況でなかなか見通すことは難しいと思っております。そのほかに、ふるさと納税の今回5億円の予算計上をしておりますが、このふるさと納税についても恒久的な税制があるというようなこともなかなか想定しづらいということで、中長期的にそういう財源をどう活用していくかという視点で、現在はなかなか恒久的な施策についてそういう財源を充てるというのは慎重に考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、基金というのは目的があつてためるわけですよ、今しゃべったとおりに将来。でも、将来何かあるかもしれないというのは、これは予備費というものの考え方ではないですか。積立ては計画を持ってどのように金を使うか。そうい

う中にきちんと給食費を入れてください。やると思いますので、この辺はそれ以上突っ込みませんが、ただ、引き続き県から国に要望する、それから総合的に検討してまいります。この総合的な検討の中に当然給食費も入っているとおっしゃいましたので、それをきちんと私たちにも知らせ、そして実行していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） しっかりと国の方針が定められれば、おのずとその部分には学校給食については検討する形になろうと思います。医療費についても、やはり18歳までの現物支給を含めて様々に検討されておりますので、その辺につきましても、やはり子育て世代が安心して子育てができるということを必ず上げなければならない。これは議会に対して、一時的なものではなくて、やはりこういう形で子育て支援をしていくということでお諮りをしていきたいと思いますので、その中には必ず学校給食費の無償については検討を入れるということでお約束したいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 学校給食、学校の予算、いろいろあります。それは当然、町でやることです。今私が言っているのは、父兄負担を軽減させるこの学校給食費のこと。これによってまた子供たちもよくなるし、家庭も、今一番町がコロナ、災害、そういったようなことにおいて大変な時期にあるんですよという認識から、私自身の認識なんですけれども、それを共有してほしいと思います。そして、いろんなところで学校給食がそういうふうに進んできている。そういうのを見て国としても考えざるを得ない状況になっている。地方自治が率先して国を動かす部分もあるんです。この町の子供たちをどのように考えるかというのは本当に大事なことです。それをしっかり実行していただきたいと思います。

次に、過去の答弁ということについて、石碑、文化財、この町は何度も津波被災に遭っております。その都度、先人の人たちは石に刻んで思いを伝え、自然と向き合うような石碑を残してきました。当町にもいっぱいそれがあったんですけれども、そのまんならずとちゃんと元に戻すという答えがあったんですけれども、まだ戻っていません。それで、先週ですか、隣町ではこの津波碑をマップで伝える。津波の石碑というのは、所有者どうのこうののではなく、これは町の文化財なんです、町の財産ですと私は思うんですが、その辺、文化財という認識はありますか。津波の石碑。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

津波で流された石碑につきましては、町の財産でもあるんですけれども、やはりもともと歴史とかいろんなそういう思いがあって建立された、設置されたものだと思います。文化財として歴史的・文化的な価値があるもの、いろんなものが多分中に混在していると思います。今の状態でいくと、そういったものが文化的な価値があるものかどうかというものまでは判別できない状況にあるんですけれども、答弁のほうにもありましたが、いずれ元のあったところに戻すというところの対応のほうは一致しているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） では、所有者とか、あとは関係の皆さんとの協議を進めてまいります。今まで、前にも何度もこの石碑のことには触れてきたので、その話合いとか、そういう経過、どのような回数、あるいはどのような方たちとお話をしたのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

現在、津波に流された石碑の保管している場所が須賀町の分と、あとは惣川のところに2か所ほどございます。須賀町のほうにつきましては、もともとその石碑が建っていた所有の方、あとその管理者というんですか、その方と昨年、一度なんですけれども協議しまして、今すぐ対応はちょっと難しいという回答をいただいております。それで終わりというわけではなくて、また再び協議、意向、そちらのほうを確認しに行くというところでございます。

あとは、惣川のほうなんですけれども、こちらのほうにも旧漁協さんとか、あと金比羅様とか、いろんなものがありまして、金比羅様の部分につきましては土地の所有者、石碑のもともとあった所有者の方とお話をしまして、実際にそこにあったということは認識しておるけれども、掃除をしたりとかいろんなそういったことはしていなかったというお話でしたので、その方からお話を聞いて、石碑の場所を管理しているというか、石碑を守ってきたという方がおまして、そちらの方ともお話をしまして、こういう部分で元あったところ、あるいは適正な場所のほうに、一ところにまとめたいという話をしたところ、反対ではないんですけれども、その先、協議のほうをちょっと中断という

かしておりませんので、この方についても協議をもう一度しながら、今後どのようにしていくかということを確認したいと思います。

ただ、期限とかそういったものを本来決めて対応できればいいと思うんですけども、場所の問題とか、あとその方々の思いとかいろんな部分がありますので、そちらのほうにやっぱりお時間をかけながら適正な場所に戻りたいなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この石碑というのは個人の所有ではないんです。その土地に個人の土地がありますけれども、建てたのはその集落の人たち、津波災害をもって、それから未来、そういう災害から逃れるようにという思いを込めて建てたわけです。ですから、所有者を特定しようとかそういうものではないんです。大体この付近にあった、そこであれば復興資金で建てられたものです。津波災害、自然災害をどのように伝えるかというそういう思い、それがきちんと当局になればならないんです、私はそのことを言いたいんです。

新聞の中に、ちょっと読んでみますけれども、隣の町です。高校生が町と連携して、碑の建立地に説明パネルの設置も進め、先人の思いや教訓を後世へ語り継ぐ決意をみなぎらせている。先人の人たちがいろんな思いで災害を逃れるように未来に訴える、これはこの町の文化財でしょう。文化財というのは、指定するだけが文化財ではないんです。過去の先人の人たちがどういう思いで災害に向き合ってきたか、そしてどこでどのような災害があったかが石碑に刻まれているわけです。それを伝えないで災害、防災、これはもうちょっと深く詰めていかなければならないことだと思います。

しっかりこの町の歴史、地形、そういうものがその石碑に表れているんです。これを伝えなければ絶対駄目だということで訴えています。様々なお答えをいただきますけれども、まずやる気がない、それしか感じられません。これでは困ります。この町をもっと発展させ、交流文化、いろんな教育の中でそういうものがあるよ。様々なものがあるので、それをしっかり皆さんが自覚しながら伝えてほしいと思います。

次に移ります。もう一つあった。金沢の旧学校のグラウンド整備ですけども、ここでもまた検討、そういうふうになりますけれども、私たち地域の中で前に申し上げたのは、高齢者のグランドゴルフとか、そういうスポーツ、いち早く地域の交流を確かめたい、そういうものがあって、グラウンドの掘られた部分を平らにしてほしいと訴えました。町長はその場ですぐやりますと答えられましたけれども、それがいまだなされてい

ないということで、私は何度も言わなければならないんですけれども、やりますよね。
どうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変申し訳ございません。私が整備させるということ確認はできない部分ではございましたので、きちんと今回、行政財産になりますので、その辺は指示をして、地域の方々が利用しやすいような状況をつくりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく申し上げます。

次に、町条例の未公布問題についてお尋ねします。

まず、第1に消防計画の未作成ということで、これは指導があったと聞きましたが確認です。こういう消防計画未作成に関しての指導はありましたか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

令和2年10月と、令和3年3月の2回、文書により指導が来ております。その令和3年3月の指導にあっては、その指導をもって速やかに消防計画の作成を実施しております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 2回あって、令和3年、その前にあったということですね。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。時間を止めてください。

○企画財政課長（太田和浩君） ただいまの答弁に誤りがありましたので訂正いたします。

初めは令和2年7月の指導がありました。令和3年度末の令和4年3月に文書により指導があり、速やかに消防計画の作成をしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私が問題とするのは、なぜ1回目ですぐやらなかったか。町民の命を預かる行政がそんなことでもいいのかと思ってここに取り上げたわけです。なぜやらなかったんですか、1回目で。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、当時令和2年の7月に文書指導があったときに、その文書の指導の内容ではまず防火管理者が選任されておられませんと、それから消防計画が提出されておられませんという指導がございました。それで、当時、私が防火管理者

の資格を有しておりましたので、防火管理者の届出のほうについては速やかに行うことができました。ただ、消防計画の作成等につきましては、課内の作業の調整等もあり、その辺で調整をしながら消防計画の作成に向けて準備は進めていたところではあったんですけども、その年度内に作成することができずに終わってしまったというような経緯がございます。今、改めて思えば、やはり早急に作成するべき計画であったというのは改めて反省しているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） なぜ、1回目ですぐそれをつくらなかったということで、町長はその指導があったことは御存じでしたか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私は承知をしておりませんでした。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分からなかった、町長のところまでそこは上がっていなかったということになるわけですね。分かりました。

それから、第三者委員会ということで条例未公布問題、この条例未公布というのは大変なことなんです。その辺の自覚、大変しているとは言いますけれども、その後のいろんなことをやると、本当にと疑いを持ちます。まず、町民に賦課をかける条例、いろんな徴収、税金等もあるわけです。これをやる場合には、憲法84条において、ちゃんと法令に決めなければ町民に賦課をかけてはいけません。そして、地方自治法第14条、15条、16条の中に、条例でちゃんと町民に税金なり賦課をかける部分は決めなければならない。その条例そのものの法的根拠がないまま執行している。これは犯罪に当たるんじゃないですか、そういう自覚はありますか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 条例の未公布につきましては、事実の確認が不足であったということで、行われていなかった期間が長かったことに対しては大変反省しているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） いろんな課題で、法律でも条例でも憲法を基にしています。いま一度、憲法を読んでみますね。皆さんとともに考えましょう。日本国憲法第84条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するときには、法律又は法律の定める条件によ

ることを必要とする」、きちんとした条例なり決まりがなければ駄目ですよ。大槌町では、委託問題を含め火葬場の町民負担も、これも法的根拠がないままになっているということになりますよ。

それで、私が第三者委員会という法律の専門家にちゃんとやったほうがいいと。これは町民の負担に対することをどのように法的に解決するかということです。この条例に関する責任というのは誰になるかということなんですけれども、大槌町の条例は町長が署名して掲示することとわられていますよね。町長も署名していなかった部分もありますよね。これでは、その署名をする町長の責任、当然町のトップですから、全ての責任は町長に行く、こういうことになりますけれども、その辺の自覚はどのようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 全ての事務事業については私が責任者です。管理監督責任は私にありますので、全て今の部分も含めてやはりしっかりと対応しなければならないと思います。未公布問題についても、消防計画についても同じような形になりますが、やはりきちんとこれからどうするかという、今の問題もありますが、第三者委員会の答申がどういう形になるかということになります。それを受けてから、議会に対しても説明申し上げて、どうするかという部分は相談を申し上げながら進めなければならないと思います。それと併せて、やはり事務事業のミスということになりますので、しかとそれは懲戒処分を科しながら、それを受けながら私自身もしっかりと責任を取る形にしていきたいと思っていました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず当初、町長はやっぱり責任を感じて、給料の削減等々の議会のほうに提案するような話も出ましたけれども、議会としてはちゃんとした形でしっかり検討していかなければならない。これは法律とかそういうことによりますし、町民に負担をかける事案も条例にあるわけです。第三者委員会に調べてもらったところ、7つの条例がやっぱり国民に負担をかける部分がある。それ以外は町民の利益になる。これは日本国憲法が定めて前文に書いてありますけれども、町民のために行政がやって、その福利は国民が享受すると書いてありますので、町民が不利益を講じない部分には遡及も可能です。けれども、負担をかける部分に関してはこれはできませんよという決まりなんです。先ほどからいろいろやりますけれども、この第三者委員会、何もなければ

当然お金をかける必要もない。お金はおよそ600万円かかっている。大体、町長の責任の分野で最初に給料削減と言いましたけれども、この金額は町長が負担してもいいんじゃないですか。どうですか。

○議長（小松則明君） いや、今の、ちょっとすみません、一人に対して負担という、そういう言葉を残していいのかなと。変えて質問してください。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 説明がちょっと足りませんでしたけれども、いろんな責任の取り方があるし、そういう中でこういう給料返還とか前に出した部分で、その金額も参考になるのではないかなと私は思って出したわけで、これを強制するものではないし、当然町長が全てを考えることですから、ただ第三者委員会の結果を待つというよりも責任は明らかなことははっきりしているわけです。そのことについて町長はどのようにお考えかということです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私の責任については、過日減給という形で御提案申し上げて、私を取り下げた経過がございます。それは、やはりしっかりと責任の所在も含めてどういうことだったのかということをお明らかにしない限りは幕引きになるよという議会の御指摘がありました。それは私自身もしっかりと受け止めなければならないと思っていましたので、その際は下げました。私もしっかりと責任の在り方というのは、私自身も政治家ですので決めなければなりません、そのことについても議会に対して説明を申し上げながら、その理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、町長は当然責任があることを自覚なされていることは分かりました。それで、この7つの条例、これはしっかり検討していかなければなりません、ただずるずると町長の責任を延ばして選挙で、はい、何もありませんでしたでは困りますよということを私は思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） すみません、俊作議員、町のほうがちょっと把握できないというか、もう一度すみません、よろしくお願ひいたします。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 責任ということで、まず、職員の不祥事という形で出していますが、根本は町長にあるのではないですかと私は思います。サインからいろんな中で、率先してやっぱり管理監督する立場にある。それがずっと1年以上もそのままというのは、どう考えても町長はそれなりの姿勢を見せなければならないのではないですか

という思いであります。答弁はいいですけども。

それで、その職員、ここでちょっと論語、町長は結構論語が好きなようでありますけれども、町長、トップに立つ……、あっ、止めた。

○議長（小松則明君） どうぞ、どうぞ。

○8番（阿部俊作君） いいですか。まず、町長の姿勢、論語にありました。「北辰の星」、北極星ですけども、政、つまり政治を行う者は、徳をもってすれば周りの星は黙っていても同じ方向に動くということです。つまり、徳とはいろんな人の話を聞いたり、人格者であったり、人の話をよく聞く、そういう姿勢があつて、北極星は動かなくても周りの星は動いているよと、こういう論語でございます。そういう自覚を持って町政を運営していただきたい。いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御提言というか、しっかりと受け止めて、やはり職員に信頼される上司になるべきだと思いますので、精進してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしくお願ひします。それでこそ町長という方になっていただきたい。それで、次の常任委員会での町長の発言についてということもわざわざ上げたんですけども、上げるほどでもない、町長がしっかりした対応を取ればと思っております。

それで、ただ一応一言言いますけれども、アンケートを職員全部から取りましたけれども、議員が不正な働きかけと言われれば、私も議員としていろいろ働きかけをいたしました。町民の要望で言われて、震災後に自宅が被災して父さん母さんがいて、それで大槌町に戻ってくるというときに住むところがなくて、災害公営住宅に入りたいと言ってきたんだけど断られましたということでしたので、私はその担当に、それでは町では人口を増やしたり、いろいろ被災者に寄り添って頑張っていく、自宅が被災した人が帰ってきて住むところがないというときに、父さん母さん、両親がいるところに入りたいと言ったのを断っていました。これはちょっと町の方針と合わないんじゃないかということで、私は議員の名刺を置いて、「定例会においてその本心をお尋ねしますので答弁を考えておいてください」と言ったら、10分もしないうちに電話が来て、「大丈夫、入れます」と。これは議員バッジだからやる、町民だから断る、こういうふうを受け取っては困るんです。これは不正の働きかけになりますか、お尋ねします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今、阿部議員の内容についてお答えするのはなかなか難しいんですが、今回町でつくったその要綱については、入札契約事務に関する不正な働きかけの対応であります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。

アンケートは職員全体にアンケートを回したんですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回のアンケートは、パソコンを操作できる職員全員を対象としております。なので、正職員、それから会計年度職員、任期付職員を含めてということになります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） このアンケートの仕方、今契約に関することと言いましたよね。

これは職員全部にアンケートをする必要があったんですか。職員全員がこの契約に関する事情を分かっているというふうに受け取ってよろしいんですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） このアンケートの対象者なんですけれども、職員であれば立場、どこの部署であろうが様々な対応が出てきます。そういった中で対応する場面が出てくるので、対象者をどこの部署とかというふうに絞るようなことではなくて、まず全員を対象にして行って、かつそもそも不正な働きかけに該当するようなことが法令違反になるかどうかというのを知っているかどうかといったところもアンケート調査をした上で、分からない、知らなかったというような職員等も、回答している部分もありますので、そういったところについてはこれから職員間で勉強等をして、適切に事務が執れるように進めていきたいというようなことで、そういった目的でアンケートを取ったというものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私も議員としていろんな要望とか声を伝える役目があります。何が不正で何がそうではないのか、これが分からないんですよ。その辺ははっきりさせてもらえませんか。常識的なことは分かりますけれども。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回アンケートをするに当たって、その判断基準となるものですが、企画財政課のほうで対応マニュアルというのを作成しました。その中に不正な働きかけはこういうものであるであったりだとか、不正でないものはこういうのが該当になりますというような例を挙げてマニュアルに記述しております。それを基に今回アンケートの回答やってもらったということになりますので、そのマニュアルを見ていただければ、こういったケースは不正になるし、そうでないものはこういうケースですというのが分かるようになっていくというものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町のホームページにマニュアルはあります。不正を働きかけたという私たち議員を名指しされているわけです。何が不正なのかと、確かに契約の内容、これは分かります。でも、ホームページのマニュアルの中には何がというのはないです、私が見たところでは。その辺、今でなくてもいいですけども、ちゃんと示すことができますか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

ホームページのほうには、その不正な働きかけに対応する要綱のほうを掲載しております。町長答弁にもありましたとおり、職員向けの対応マニュアルで公開はしてありませんでしたが、この内容、やっぱり相手方の事業者であったり、ほかの人であってもこういうものが該当になるよということで、そういう事例が発生しないということも鑑みまして、速やかに対応マニュアルを公開いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。私たち議員もきちんとそういう対応をしたいとは思っています。ただ町民のいろんな声を聞くわけですので、それを伝えるためには一生懸命、熱意を持って話をします。その辺が不正だと言われても困ります。その辺ははっきりさせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 大変、今の御質問、皆様に疑念、誤解を与えるような不当な働きかけに対応するマニュアルをつくったということが、皆様にそういうふうを受け止められていることに関しまして、町として説明不足であったことをおわびいたします。

ちょっと説明をさせていただきますが、これは企画財政課長が申し上げておりますと

おり、今回の対応マニュアルにつきましては、あくまでも町が行う入札、それから契約事務等に関してでございます、これをそもそもつくろうというふうに思ったのは、様々これまでのおしゃっちに関するお話しの中から、様々談合とか不正な取引ではないか等の意見もございましたので、役場内でほかにそういうことをしては大変だという町長の思いがあって、みんなにそういうことをどうなんだということを調査した上で、これからそういうことがないように、この働きかけがあったことが不正で、それについて何か問い詰めていって刑事責任を問うとかどうのこうという意味ではなく、今後将来に向かってそういうことをきちっと育成をしていかなければならないと、防止をしていかなければいけない、そういう意味合いでつくりましたものでございます。

それから、もう一つ、先ほど議員のほうからお話がありましたように、何が正で不正でないのかといいますと、一般的な通念であれば、この入札に関しましてはマニュアルに書いてありますので、これを御熟読いただきたいんですが、一般的な営業活動、もしくは公共の場でのお話し、お願い、あるいは町に対する要望事項、これについてはそういうふうなことには当たりません。ただ個人的にこのような入札やら契約事項について金額を問い合わせるとか、様々なそういうことが一応マニュアルとして不正であるというふうなものを取りまとめたものでございますので、ぜひその辺のところは誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 議員としてやはり勉強しなければならない部分もいっぱいあります。ですから、そういう面で、当局だけの問題ではなく、何かあったら議員にしっかり示して、議員としても対応を考えてまいりたいと思いますので、この町の発展ということを原点にこういった議員活動を皆さんがしています。当局もその思いでよろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日8日水曜日は、午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後 2時27分